

経営者のための
会社法と登記

－ 実体と登記手続 －

第1回
新会社法の基本視点

●福井 康生 (勝司法書士法人)

◆ はじめに

皆さんこんにちは。この度、本紙上で新会社法と登記について書かせていただくことになりました、福井と申します。どうぞよろしく申し上げます。

巷では春の施行を踏まえ、新会社法に関する本があふれています。ここでは、「新会社法」に則った会社の実体の変更(例えば、役員を変更したなど)を登記手続に結び付けて、簡潔にお話させていただきます。

新会社法を理解する上での基本的な考え方についてお話をしてみますので、よろしくお願いします。

1. 株式会社と有限会社の統合(有限会社の廃止)

(1)統合に至る経緯

本来、商法が予定した株式会社は、公開的な会社(不特定多数の人が出資する資金調達容易な会社)であり、有限会社は特定少数の人が出資する会社の類型でした。

しかし、現行の株式会社の多数が資本の額が1000万円に過ぎず、大部分が小規模な非公開会社であり、当初、商法が予定したとおりの会社類型が利用されず、結果として、公開的な会社を想定した株式会社の規定は形だけのものとなり、実態との乖離が生じていました。

この問題を解消し、規定を実態に合わせるためには、特定少数の人を株主とする株式会社の規定を有限会社の規定に近づける改正が必要となり、また、有限会社についても、合理性を欠く制度を廃止し、株式会社の制度を採用する改正の必要性が生じてきました。

そうすると、結局は株式会社の規律と有限会社の規律との差異が小さくなり、似たような規律を並存させることは、妥当性を欠くことになるので、新会社法は、有限会社を廃止し、有限会社の制度を実質的に取り込む形で株式会社として統一的に規律することとされたのです。

(2)公開会社と非公開会社の区別

新会社法は、上記の規律統合の結果、会社の実態に応じた規律を実現するため、株式会社を株主の流動性、すなわち、株式の譲渡制限の有無を基準として、「公開会社」と「非公開会社」に区分することにしました。

「公開会社」とは、発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定めのない会社をいいます。それ以外の会社、つまり、発行する全部の株式について定款で譲渡制限している会社を「非公開会社」といいます。

ちなみにこの区分は株式を上場しているかどうかとは全く関係がありません。一部でも株式の譲渡制限がない会社が「公開会社」なのです。

(3)規律統合による調整

有限会社の制度を取り込む形で株式会社として統一的に規律した新会社法ですが、有限会社の規律の中でも、合理性が認められるものについては、会社の形態に応じて適用していくこととなりました。例えば、その代表例として、従来は必要的設置機関とされていた取締役会を置かない機関設計のパターンが認められることなどは、現在の有限会社の機関設計をそのまま取り込んだものといえます。また、株券は定款で定めるときにのみ発行することになった点や、非公開会社で、定款で定めれば取締役・監査役の任期を最長10年まで伸張できることとなったことなどは、有限会社で株券に相当するものが発行できなかったことや取締役・監査役に任期規定がなかったこととの調整の結果であるといえます。

2. 商法特例法の統合(大会社と中小会社)

現行商法は、中規模の会社を想定して構成されており、大きな会社や小さな会社に合わない規定については、「商法特例法」という、例外規定を置いて、調整をはかっています。新会社法では、この「商法特例法」も統合しており、会社債権者等の利害関係人の規模によっても会社を区分しています。最終事業年度に係る貸借対照表に計上した資本金の額が5億円以上又は計上した負債総額が200億円以上の会社を「大会社」とし、それ以外の会社を「中小会社」としてまとめ、現在のような中会社・小会社の区別はなくなりました。

3. 定款自治の範囲の明確化

会社法は、規制緩和の観点から定款による自治の拡大を図る改正とされていますが、会社法のどの規定に定款自治が認められるのかについて、明確にしました。規定については原則として強行規定(例外を認めない規定)とし、定款の自治が認められる規律については、定款で定めることができる旨を逐一規定することとしています。

次回は、機関設計の柔軟化についてお話しします。